写

職員の給与に関する報告

令和2年11月

熊本県人事委員会

熊本県議会議長 池田和貴様 旅本県知事 蒲島郁夫 様

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

職員の給与に関する報告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙のとおり報告します。

目 次

別紙																																		
報告	(聙	銭員の)給 <u>-</u>	与に	関	す	る	報	告)	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	1
I	聙	战員 <i>0</i>)給-	与等	に	関	す	る	報	告	及	び	勧	告	に	つ	い	て	の	基	本	的	な	考	え	•	•	•					•	1
п	聙	战員 <i>0</i>)給-	与·																														2
	1	月伢	削給(こ関	す	る	報	告	の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2
	2	職員	員の約	給与	の	状	況			•			•	•		•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	2
	3	月伢	引給(こ関	す	る.	民	間	の	状	況	等		•		•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	3
	4	月伢	引給(こ関	す	る	職.	員	ح	民	間	ح	の	比	較	•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	5
	5	生計	†費ス	及び	物	価	•	•		•			•	•		•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	7
	6	国家	マ 公 オ	务員	の	給.	与	•		•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	7
	7	本年	Fの	給与	の	改:	定	•		•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	9
別記																																		
人事	院σ	給与	手報 台	告の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
参考資	料・																						-										1	13

職員の給与に関する報告

報 告

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に 適応するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています(情勢適応の原 則)。また、給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業 の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団 体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています(均衡の原則)。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則及び 均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、 本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報 告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告及び勧 告を行っています。

本委員会は、従来から給与制度については国に準じた見直しを行いながら、給与水準については、地域の国家公務員との均衡も考慮しつつ、毎年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

Ⅱ職員の給与

1 月例給に関する報告の実施

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施しました。その調査結果に基づき、本年 10 月 27 日に職員の特別給(期末手当及び勤勉手当)に関する報告及び勧告を行いました。

その際、月例給に関しては、本年8月中旬から9月末までの期間で調査を実施し、その調査結果等に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととしたところです。

今般、月例給に関する調査結果等を取りまとめたことから、本報告を行うものです。

2 職員の給与の状況

本委員会が本年4月現在で実施した「令和2年職員給与実態調査」の結果は、次のとおりです。

なお、職員とは、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例、熊本県立学校職員の給与に関する条例、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者をいいます。

(1) 職員の数、平均年齢、学歴別構成等

職員の総数は、本年4月1日現在17,126人で、適用給料表別の職員の内訳は、次のとおりです。

給料表	人 数	構成比
行政職	4,534 人	26.5%
公安職	3,026 人	17.7%
研究職	157 人	0.9%
医療職(1)	31 人	0.2%
医療職(2)	198 人	1.2%
医療職(3)	123 人	0.7%
教育職(2)	3,107 人	18.1%
教育職(3)	5,950 人	34.7%
総数	17,126 人	100.0%

(注) 再任用職員、任期付職員及び任期付研究員は含まれていません(以下(2)まで同じ。)。

職員の平均年齢は 42 歳 11 月、平均経験年数は 20 年0月(行政職給料表適用職員に あっては、それぞれ 42 歳7月、20 年6月)です。

職員の性別の内訳は、次のとおりです。

	男性	女 性
職員	63.7%	36.3%
うち行政職給料表適用職	員 66.6%	33.4%

また、職員の学歴別構成は、次のとおりです。

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
職員	78.2%	5.6%	16.1%	0.1%
うち行政職給料表適用職員	69.6%	4.5%	25.8%	0.1%

(参考資料 第1表: 16 頁~17 頁)

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は、379,740円(行政職給料表適用職員にあっては、356,464円)であり、その内訳は、給料の月額 354,441円(同 330,064円)、扶養手当 11,122円(同 10,426円)、管理職手当 5,535円(同 7,910円)、住居手当 6,400円(同 7,009円)、その他の手当 2,242円(同 1,055円)です。

(参考資料 第2表: 18頁~19頁)

3 月例給に関する民間の状況等

(1) 職種別民間給与実態調査(月例給)

本委員会は、職員給与と、公務と類似する業務に従事する県内民間企業従業員の給与との比較を行うため、企業規模が50人以上で、かつ、事業所規模が50人以上の民間事業所(603事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した200の事業所を対象に、人事院及び熊本市人事委員会等と共同で「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

調査では、給与改定の有無にかかわりなく、本年4月分として支払われた給与月額等について、172 の事業所から回答が得られ、調査完了は、86.0%であり、広く民間事業所の状況を調査することができました。

また、民間企業における給与改定の状況等についても、調査を行いました。

(参考資料 調査の概要、第13表:71頁~73頁)

(2) 調査の結果

ア 給与額

企業規模別、職種別、学歴別の給与額等は、参考資料の第14表のとおりです。

(参考資料 第 14 表: 74 頁~86 頁)

イ 初任給の改定状況

別表第1に示すとおり、企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で48.4%(平成31年42.2%)、高校卒で46.4%(同38.8%)となっています。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で47.5%(同44.5%)、高校卒で47.2%(同48.7%)、据え置いた事業所の割合は、大学卒で50.6%(同55.5%)、高校卒で52.8%(同51.3%)となっています。

別表第1 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

		新規学卒者	初	任給の改定状	:况	新規学卒者
学歴	企業規模	の採用あり	増額	据置き	減額	の採用なし
大	規模計	48.4	(47.5)	(50.6)	(1.9)	51.6
	500人以上	92.5	(53.0)	(47.0)	(0.0)	7.5
学	100人以上 500人未満	34.8	(40.0)	(54.1)	(5.9)	65.2
卒	50人以上 100人未満	16.4	(40.9)	(59.1)	(0.0)	83.6
画	規模計	46.4	(47.2)	(52.8)	(0.0)	53.6
	500人以上	82.1	(51.9)	(48.1)	(0.0)	17.9
校	100人以上 500人未満	35.1	(37.2)	(62.8)	(0.0)	64.9
卒	50人以上 100人未満	23.9	(62.5)	(37.5)	(0.0)	76.1

- (注) 1 事務・技術関係職種を対象としたものです。
 - 2 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものです。
 - 3 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

ウ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.0%(平成31年25.6%)となっており、直近の5年間は20~30%で推移しています。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.4%(同0.0%)となっています。

また、一般の従業員(係員)について定期昇給を実施した事業所の割合は 81.7%(同90.9%)となっています。平均の昇給額については、前年に比べ増額となった事業所の割合が 24.0%(同 12.4%)、減額となった事業所の割合は 10.3%(同 10.6%)となっています。

別表第2 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況(事業所割合)

(単位:%)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
一般の従業員 (係員)	31.0	10.1	1.4	57.5
課長級	22.9	12.4	0.9	63.8

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計しました。
 - 2 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況(事業所割合)

(単位:%)

項目 役職	定期昇給	定期昇	早給 実施	Ī.		定期昇給	定期昇給
段階	制度あり		増額	減額	変化なし	中止	制度なし
一般の従業員 (係員)	86.1	81.7	24.0	10.3	47.4	4.4	13.9
課長級	77.3	72.9	20.3	8.9	43.7	4.4	22.7

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。
 - 2 定期昇給実施の「増額」、「減額」、「変化なし」の欄は、定期昇給を実施した事業所のうち、従業員の平均昇給額が、前年と比べて、増額となった事業所、減額となった事業所、変化がなかった事業所の割合を示しています。

4 月例給に関する職員と民間との比較

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、 公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員について、民間にお いては公務の行政職給料表適用職員と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の 従業員について、主な給与決定要素(役職段階、年齢、学歴)を同じくすると認められる者同 士の4月分の給与額(公務にあっては比較対象とする給与、民間にあってはきまって支給す る給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの)を対比させ、精密に比較(ラスパイレス比較)を行いました。

その結果、別表第3に示すとおり、職員給与 360,856 円は民間給与 360,780 円を 76 円 (0.02%)上回っています。

別表第3 公民給与の較差

	70kh [7] (A (, (,)	較	差
民間給与(A)	職員給与(B)	(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
360,780 円	360,856 円	△76 円	$\triangle 0.02\%$

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。
 - 2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種(事務・技術関係職種)の 従業員について、主な給与決定要素(役職段階、年齢、学歴)を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給 与額を対比させ、比較しています(参考1~3を参照)。
 - 3 公民比較対象職員(新規学卒者を除く行政職給料表適用職員)の平均年齢は、43歳2月です。

(参考1) 公民給与の比較における行政職給料表適用職員の平均給与月額

	給料の月額	扶養手当	管理職手当	住居手当	その他	合 計
令和2年4月	333,933円	10,688円	8,112円	7,060円	1,063円	360,856円
(平成31年4月)	(335,350円)	(11,038円)	(8,128円)	(7,013円)	(1,147円)	(362,676円)

- (注) 1 給料の月額には、給料の調整額を含みます。
 - 2 その他は、地域手当(県外勤務者に支給されるものを除く。)、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額です。

(参考2) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

(Pac/ Acting volume to the Catalog of Cata					
行 政 職	本県行政職	民 間 企 業			
給料表の職務の級	の 職 員 (本 庁)	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所	
9級	部 長	支店長、工場長、 部長、部次長			
8級	局長	₩ €	支店長、工場長、		
7級		課長	部長、部次長	支店長、工場長、	
6級	課 長			部長、部次長	
5級	課長補佐	課長代理	課長	課長	
4級		<i></i>	課長代理	課長代理	
3級	係 長	係 長	係長	係長	
2級	係員	主任	主 任	主任	
1級		係 員	係 員	係員	

⁽注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任は、係長に含めています。

(参考3) 公民給与の比較における給与種目

民 間 給 与	職員給与
きまって支給する給与 (注1) から時間外手当 (注2) 及び通 勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、管理職手当、地域 手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特地 勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に 準ずる手当

- (注) 1 きまって支給する給与とは、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称の如何を 問わず月毎に支給される全ての給与をいいます。
 - 2 時間外手当とは、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいいます。

5 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ 109,735 円、153,422 円、174,313 円及び 195,188 円となっています。

(参考資料 第17表:89頁)

また、総務省の調査による本年4月の熊本市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.3%減少しています。

(参考資料 第18表: 90頁~91頁)

6 国家公務員の給与

(1) 国家公務員給与と職員給与との比較(月例給)

職員の給与制度は、国家公務員に準じていますが、給与構造改革が実施された平成 18年度以降、給料の月額(国は俸給の月額)に諸手当を加えた平均給与月額は、職員の 平均年齢の低下等により年々減少しています。これに対し、国家公務員の平均給与月額 は、昨年までは増加基調でしたが、本年は減少しました。

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する行政職給料表適用職員を比較すると、別表第5のとおり、諸手当を加えた本年4月の平均給与月額では、職員が国家公務員を48,012円下回っています。

一方、手当を含まない給料の月額(俸給の月額)のみの平均では、職員が国家公務員 を 6,369 円上回っています。

なお、昨年4月現在における国家公務員の俸給の水準を 100 とした場合の職員の給料 の水準を示すラスパイレス指数は 99.9 となっています。

別表第5 国家公務員給与と職員給与との比較(行政職)

その1 民間との比較に用いる平均給与月額の比較(令和2年4月)

職員区分	平均給与月額	うち俸給の月額 ・給料の月額	うち諸手当月額
	円	円	円
① 行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員	408,868	327,564	81,304
② 行政職給料表の適用を受ける職員	360,856	333,933	26,923
① - ②	48,012	∆ 6,369	54,381

⁽注) 平均給与月額は、「令和2年国家公務員給与等実態調査」及び「令和2年職員給与実態調査」によるものです(新規 学卒者及び再任用職員等を除く。)。

その2 ラスパイレス指数

年月日	ラスパイレス指数
平成30年4月1日	100.2
平成31年4月1日	99.9

⁽注) ラスパイレス指数は、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県行政職給料表適用職員の給料の水準を示すものです(諸手当を除く比較)。

(2) 人事院の報告の概要(月例給)

人事院は、本年 10 月 28 日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与(月例給)について報告を行いました。

その中で、本年4月分の国家公務員給与が民間給与を 164 円(0.04%)上回っているものの、その較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であるとして、月例給の改定を行わないこととしています。

(人事院の給与報告の概要については、別記を参照: 11 頁)

7 本年の給与の改定

本県においては、4で述べたとおり、本年4月分の職員給与が民間給与を 76 円(0.02%) 上回っているものの、その較差は極めて小さく、ほぼ均衡している状況にあります。

人事院は、6(2)に記載したとおり、本年4月分の月例給の官民較差が小さく、俸給表及び 諸手当の適切な改定が困難であるとして、本年の月例給の改定を行わないこととしました。

本委員会においても、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職種別民間給与実態調査や人事院報告の内容等を総合的に勘案して検討した結果、本年は、月例給の改定を行わないことが適当であると判断しました。

- 10 -	
--------	--